2024年1月

確認申請時における添付図書と添付位置

審査円滑化の為、下記内容を目安にして図書を作成してください。ご協力よろしくお願いいたします。

沖縄建築確認検査センター(株)

正　本

添付書類

□	1.	確認申請整理票(建築士定期講習受講日を必ず記入)
□	2.	沖縄県確認申請等運用要綱
□	3.	現地調査票(打合日、行政庁担当課･担当名を必ず記入)
□	4.	建築確認申請前の調整事項に関する届出(2部)
□	5.	敷地写真（接道、敷地全体がわかるもの。申請地の部分をマーキング。撮影方向キープラン）
□	6.	県様式チェックリスト(用途、構造等に応じたもの)
□	7.	定期報告対象建築物調書と図面(対象建築物の場合) ※7
□	8.	建築計画概要書(3～4部)　(下記◆印参照)
□	9.	確認申請書の第四面～第六面の写し※第四面別紙は不要
□	10.	工事届(第一面～第四面)
□	11.	浄化槽書類(浄化槽を設置する場合)　【保健所用】
	□	ｲ. 設置計画書
	□	ﾛ. 浄化槽設置者講習会受講済証(原本)
	□	ﾊ. 法定検査依頼書（保健所用と指定検査機関用又は浄化槽検査機関用）
	□	※手数料払込証明書及び見取図貼付(見取図は別添可)
	□	ﾆ. 認定書(令35条第1項、令136条の2の11、浄化槽法13(16)条)
	□	ﾎ. 型式適合認定書別添仕様書及び図面
	□	ﾍ. 設計計算書、構造図、仕様書、処理工程図(認定書のない場合)
	□	ﾄ. 処理対象人員算定書(必要に応じて)
	□	ﾁ. 浄化槽等の維持管理に関する誓約書（様式第８号）
	□	ﾘ. 案内図、配置図、求積図、各階平面図、屋内外給排水配管図
□	12.	消防同意審査書(必要な場合)　※3

確認申請書等　※4

□	13.	確認申請書(第四面別紙は第四面の後ろに添付)
□	14.	委任状(原本又は写し)
□	15.	許可証・届出書等の鑑の写し
□	16.	工場等工事計画書(工場、危険物貯蔵等がある場合)※7
□	17.	既存不適格建築物工事計画書　※7
□	18.	構造適合判定通知書の写し　※1
□	19.	省エネ適合判定通知書の写し　※2
□	20.	資料(認定書、カタログのコピー等)

図面等（図面は設計者の記名があるもの）

□	21.	付近見取図、配置図、求積図
□	22.	仕上表(必要に応じて)
□	23.	各階平面図(屋根伏図含む)
□	24.	立面図、断面図
□	25.	日影図(必要な場合)
□	26.	天空率図(天空率を適用する場合)
□	27.	シックハウス関係図(換気計画図、使用材料表等)
□	28.	建築物移動等円滑化基準チェックリスト　※6
□	29.	設備図　※5
□	30.	浄化槽書類(浄化槽を設置する場合)　【正本用】
	□	ｲ. 設置計画書
	□	ﾛ. 浄化槽設置者講習会受講済証(原本の写し)
	□	ﾊ. 法定検査依頼書(特定行政庁用又は建築確認検査機関用)
	□	上記№11のニ～チ
□	31.	構造図　※5
□	32.	建築物の安全性を確かめた旨の証明書(写し)
□	33.	構造計算チェックリスト
□	34.	構造計算書(表紙は設計者の記名のあるもの)
□	35.	その他、審査に必要な図面

副　本

確認申請書等

□	1.	確認申請書(第四面別紙は第四面の後ろに添付)
□	2.	委任状(写し)
□	3.	正本№16, 17の写し(該当するもの)
□	4.	資料(認定書、カタログのコピー等)

図面等（図面は正本の写しでも可）

□	5.	付近見取図、配置図、求積図
□	6.	仕上表(必要に応じて)
□	7.	各階平面図(屋根伏図含む)
□	8.	立面図、断面図
□	9.	日影図(必要な場合)
□	10.	天空率図(天空率を適用する場合)
□	11.	シックハウス関係図(換気計画図、使用材料表等)
□	12.	建築物移動等円滑化基準チェックリスト　※6
□	13.	設備図　※5
□	14.	浄化槽書類(浄化槽を設置する場合)　【副本用】
	□	ｲ. 設置計画書
	□	ﾛ. 浄化槽設置者講習会受講済証(設置者控え)
	□	ﾊ. 法定検査依頼書(設置者控え)
	□	正本№11のニ～チ
□	15.	構造図　※5
□	16.	建築物の安全性を確かめた旨の証明書(写し) ※委託者が申請者の場合は原本添付でも可
□	17.	構造計算チェックリスト
□	18.	構造計算書(表紙は設計者の記名のあるもの)
□	19.	その他、審査に必要な図面

許可証・届出書等

□	20.	許可証・届出書等（副本）
□	21.	構造適合判定申請書及び図書（副本）　※1
□	22.	省エネ適合判定申請書及び図書（副本）※2
		※内容照合の為、提示をお願いします。(別冊可)

※1 構造適合性判定が必要な建築物の場合は申請者が適判機関に直接申請してください。

※2 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合は申請者が適判機関に直接申請してください。
（原則、非住宅で延べ面積が300㎡以上は適合義務あり）

※3 消防同意審査書について、戸建て住宅以外又は令147条の3に該当する住宅は添付が必要です。

※4 建築士データベース等で建築士の免許番号等が確認できない場合は免許証の写しを求める場合があります。

※5 法第6条の3第1項の規定による確認の特例を適用する建築物の場合、添付図書を一部省略することができます。（但し、浄化槽の場合の屋内外給排水配管図は設置計画書の添付図書の一部であり省略不可）

※6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ法)第十四条に該当する建築物。

※7 特定行政庁の建築基準法施行細則による(対象建築物･書式等は各特定行政庁にお問い合わせ下さい)

その他、必要な資料等を求める場合があります。

◆建築計画概要書の添付部数について

消防同意物件(戸建住宅以外)3部(うるま市は2部)
消防通知物件(戸建住宅)　4部(うるま市は3部)